

# 戦費の計算方法

井 藤 半 彌

## 一 戦費の多義性

戦費とは何かといふ問題は一見自明のことのやうであるが、これには攻究を要するいろいろの問題がある。戦費の概念、この解釋は學者、政治家により異なる。また國により、また同じ國でも時代によつて異なる。随つて戦費について國際間の比較をするとき、または同じ國についても、異つた時期の戦費の比較をするとき、一般に戦費といはれてゐるものを無批判に機械的に合計したり對比したりするだけでは不十分なのである。その所謂戦費の内容をよく吟味しなければ、大なる誤謬をおかすことが多い。近頃、戦費の國民所得に對する比率を計算し、これを過去や現在の交戦諸國のものと比較して、戦費の一國經濟力に對する負擔の程度を判斷する一資料とすることがひろく一般に行はれてゐる。この場合に注意すべきは、國民所得の概念と同じやうに、戦費の概念も時處によつて異なるといふことである。内外の學者政治家の中には、これをすべて同一のものとして無反省に使ふものが多いが、非科學的の謗を免れ得ない。

2

戦費といへば、戦争に要する経費、または戦争にともなふ經濟負擔乃至は損害、犠牲であることには異論はない。問題は、いかなるものまでを戦費の概念にいれるかといふことである。例へば戦争に關聯して國家が行ふ貨幣支出、豫算決算即ち國家會計にあらはれる貨幣支出のみに限定するものもあれば、戦争にともなふ國民經濟内の生産力の減退、平和用の國民財産の破損等、國家會計に普通あらはれぬ損害をも加へるものもある。さらに歩をすすめて、戦争による社會の經濟的厚生に關する犠牲をもこれに加へるものもある。また時期につき、純戦時中のもののみ限定するものもあれば、戦前及び戦後の負擔をも加へるものもある。その他種々の觀點からいろいろのことが問題となるのである。これに關する學説及び卑見については、近く公刊の豫定の「戦時財政總論」（「國防經濟學大系」叢書「國防財政論」に收載）で詳述する。またその概要については、拙著「戦時財政講話」などにも略述されてゐる。この問題に關する自分の結論のみを掲げると、次の通りである。

## 二 費の種類

まづ戦費を直接戦費と間接戦費とに分類する。直接戦費は武力闘争を遂行するために國家が支出する経費である。動員費、兵器糧食の費用、從軍將兵の手當、軍隊派遣費、休戦後の復員費等がこれであつて、これが最狹義の戦費であり、戦費の中核をなすものである。間接戦費は戦争に關聯するこれ以外のあらゆる經濟負擔を包括するものであつて、これには次の如きものがある。

(一) 國家が直接戦闘以外の目的で戦争のために支出する経費、例へば現在我が國についていふと、軍事扶助費及

び軍人援護費、一般官吏の戦時勤勉手当、戦時食糧対策費、戦時企業整備費、居留民保護指導費等きはめて多い。考へ方によれば、現在のやうな國家總力戦では、戦時の國家經費はそのすべてが多かれ少かれ戦時色を帯びるのであるから、そのすべて乃至はその戦時増加高を間接戦費と解し得るのである。學者の中にはかかる國家の間接戦費を直接戦費に加へるものがある。例へばボガート (Ernest Lindlow Bogart, Direct and indirect costs of the great world war, 1919 の各處及び War costs and their financing, 1921, p. 82—106. 岡野鑑記譯「戦費財政」七九—一〇八頁)、セリグマン (E. Seligman, The cost of the war and how it was met, 1919, in Essays in taxation, 9. ed., 1921, p. 750.) 等はこれである。これを直接戦費と解することの當否は時と場合により異なり、一概に何れとも決定し得ないのであるが、武力闘争に直接要する國家經費と、間接に要する一般國家經費との間には、性質内容及び國民經濟に及ぼす作用等に大差があるため、ここでは兩者を區別し、前者のみを直接戦費と解したい。

(二) 地方團體が支出するもの。現在我が國で地方時局費といふものがこれである。

(三) 私人、民間團體が支出乃至負擔するもの、例へば防空の經費、軍人慰問費、戦時生産休止による損失、戦闘による平和用の家屋工場船舶等の破損、民間團體の行ふ軍事援護その他銃後施設の經費。

(四) 中立國の損害、例へば國境警備その他中立維持のため中立國政府の支出する經費。

戦費の内容を構成するものは以上の如きものである。學者の中には、このほかに戦争による死亡人命及び出生産數の減少の貨幣價值、戦前の國防費及び戦後の經濟負擔 (例へば戦場の經濟復舊費、戦後の戦時公債利子及び恩給費等) を間接戦費の内に加算するものがある。これらが戦争にともなふ犠牲であることには異論はない。しかし人命損失等

4  
の貨幣價值を間接戦費に加へるのは餘りにも唯物的な考へ方である。またその評價も恣意的となることを免れ得ないから、これは除外する方がよい。また戦前及び戦後の経費は廣義の戦争負擔にはひるが、しかし、これも財政の立場からいふと、戦費に加へない方がよい。何故かといふと、戦前戦後の経費調達方法は戦争中の経費調達方法と異なるからである。しかし戦費計算に關聯してあはせ考慮すべき経費であることは言をまたぬ。

戦費の概念をかういふ風に規定して、この計算方法について説明する。

### 三 戦費計算方法の種類

戦費はこれを如何なる方法で計算するか。これも一見容易なやうでその實は困難である。何故かといふと、戦費の概念が人によつて異なるものであり、また豫算その他會計組織が國により、また同じ國でも時代により異なるのみならず、國によつては戦費を祕密にして公表しないものがあるからである。次に戦費の計算乃至推算の方法をかかける。ここでは主として直接戦費のみについて説明する。直接戦費の計算方法として次の四がある。

- (一) 戦争中の戦費特別豫算をもつて戦費とするもの。
  - (二) 一般會計中の軍關係省の経費、またはその戦時増加高と(一)の合計を戦費とするもの。
  - (三) 戦費特別豫算と戦争中の一般會計の歳出合計より、平時の一般會計歳出を控除したものを戦費とするもの。
  - (四) 戦争中の公債累積増加高、またはこれと戦時公債利子額の合計をもつて戦費と看做すもの。
- このうち(三)の解釋をとると、直接戦費の概念はひろく解釋せられ、我々の所謂直接戦費のほかに、國家が支出

する間接戦費をもふくむ。この四方法の各について説明しよう。

#### 四 戦費特別豫算を戦費とする方法

戦時では多くの國では、直接戦費豫算は一般普通會計の豫算とは區別し、これを一括して議會の協賛を求めてゐる。また議會ではその内容の詳細の明示を要求することなく、多額の金額を一括して政府當局に自由に處理せしめる議決方法をとつてゐる。この豫算高を直接戦費と看做するものであつて、これは最も簡便な方法である。我が國の臨時軍事費特別會計の豫算などはこれに屬する。これは直接戦費の中核體をなすものである。イギリスの第一次大戦及び今の大戦の信任豫算 *votes of credit* フランスの *douzièmes provisoires*、第一次大戦當時ドイツの *ausserordentlicher Etat aus Anlass des Kriegs* 等もこれに近い。これらの場合には、戦費または戦争状態の存在より生ずる一切の経費を、細目を示さず一括して議會の協賛を求める方法をとる。第一次大戦當時、また現在でもこの方法をとる國が多い。しかしその経費の内容は必ずしも直接戦費に限られないで、それ以外の経費をふくむことがあり、戦費特別會計経費の内容範囲は國により、また同一國でも時代により異なる。

#### 五 戦費特別豫算と軍關係省経費の合計を戦費とする方法

戦時には戦費特別豫算のほかに一般會計における軍關係省の経費も膨脹する。一般會計における軍關係省の経費にも直接戦費が含まれることは確かである。そこで戦費特別豫算と、軍關係省の経費のすべて又はこの戦時増加高の

6 合計をもつて直接戦費とする方法である。理窟としては、この方法は(一)よりもより正確である。しかし軍關係省の経費のうちどの部分が戦費に屬するか精密な計算は困難である。便宜上軍關係省の平時歳出と戦時歳出の差額をもつて戦費と看做してゐる。この方法には缺陷がある。これについては後に述べる。また實際問題として豫算を執行するについて、例へば飛行機を造るについて、これは戦費特別會計の分、これは一般會計軍關係省の分と區別して経費を支出することは不可能である。これがために、多くの國では戦争期間中は一般會計中の軍關係省の経費の大部分を戦費特別會計に移してゐる。この場合はこれらすべてをもつて戦費と看做すのである。兩者が依然として分離區別されてゐる場合には、戦費特別會計の豫算と一般會計軍關係省の全部またはその戦時増加額の合計をもつて直接戦費と解するのである。第一次大戦當時ドイツの戦費特別會計 *ausserordentlicher Etat aus Anlass des Kriegs* は直接戦費のほか、平時の陸軍、海軍の経費及び植民地の経費をもふくむものであつて、すべて一の會計に統一されてゐる (Walter Lotz, *Die deutsche Staatsfinanzwirtschaft im Kriege, 1927, S. 98*)。イギリスの *votes of credit* の内容もこれに近く、直接戦費のほか陸海空軍各省、軍需省の経費のほとんど全部がこれに移されてゐる。我が臨時軍事費特別會計の戦費も、支那事變當初より十六年十二月第七十八臨時議會通過の分までは、直接戦費のみであつたが、十七年二月第七十九議會通過の分からは、一般會計の陸海軍省の経費の大部分及び非軍需物資の買取資金、南方經濟開發費をもふくむこととなり、その實質はこれに近い。フランスの第一次大戦當時の *donzièmes provisoires* は、國防のために必要なあらゆる経費をふくみ、これらのどれよりも範圍がひろい。

## 六 戦時總經費と平時經費の差を戦費とする方法

つぎは戦費特別豫算と戦時の一般會計總歳出の合計より、平時の一般會計總歳出を控除したものを戦費と看做す方法である。戦争がおこると軍關係省の經費が膨脹するのみならず、それ以外の一般文治行政省所管の經費も戦時體制をとり編成替を免れ得ない。ことに現代の總力戦時代になると、國家經費のすべてに多かれ少かれ戦時色がつくのである。そのために量においても膨脹する。かういふ觀點にたつて、一般會計歳出につき戦時の分と平時の分を比較して、その増加高が戦争による經費と解し、これを戦費に加算するのである。この方法をとると國家が支出する間接戦費は當然このうちにはひる。このすべてを直接戦費と解する學者があること既述の通りである。

この方法は現在かなりひろく行はれてゐるが、一七七五年乃至八二年のアメリカ獨立戦争の財政負擔につき、一七八二年イギリスの下院財政委員が採用したのにはじまる。學界ではシンクレアが Sir John Sinclair, *History of the public revenue of the British Empire, 1785.* で一六八八年より一七八三年の間の戦争について計算したのが古い例である。一八五四年乃至五六年のクリミア戦争の戦費計算についても、イギリス大藏大臣ルイス Sir G. O. Lewis が採用した。しかしこの場合には交戦時の經費のみならず、復員中のある期間の經費をも加算してゐる。第一次大戦關係諸國の戦費計算についてこの方法をとつた學者が多い。例へばセリグマン (前掲一九一九年の論文「戦費とその調達方法」)、ボガート (前掲「世界大戦の直接戦費と間接戦費」一九一九年、及び「戦費とその調達」一九二一年)、ヴォイティンスキー (Wl. Woytinsky, *Die Welt in Zahlen, 6. Buch, Die öffentlichen Finanzen, 1927.*)、

テリー (Edmond Théry, conséquences économiques de la guerre pour la France, 1922.) 等がこれである。この方法をとるものは他にもきはめて多いのである。これ等の人々の方法には枝葉の點には相違はあるが、その方針はだいたい同一である。ことに第一次大戦當時のドイツでは、會計技術上、戦争中一般文治行政費は戦前の高にとどめる方針をとり、それを超過した高を戦争の影響によるものとして取扱つた。これ等は明かにこの戦費計算方法の趣旨を公式に採用したものと解すべきである。

この方法は上掲二種の方法と異なり、武力闘争以外の戦争關係の諸経費をも考慮するものであつて、この點はその長所とするところである。その缺點と解すべきは、(一) 普通歳出として一般會計のみを取扱ひ、特別會計を無視することが多く、しかも會計組織が時處により異なること、(二) 戦時には一般文治費につきかなりの額の節約が行はれるといふ事實を無視することである。平時に比して超過する高をすべて戦費と解釋すると、平時に比して節約された一般文治費額だけ戦費を少く計算することとなる。しかし戦時はとかく物價騰貴をみるものであり、物價騰貴高が文治費節約高を相殺すると解し得ることが多いため、この意味でこの方法は一應正しいものと考えべき場合もある。ことに過去の經驗によると、この方法によつて計算した戦費高は、本來の直接戦費、だいたい第一の方法による戦費に戦時公債の利子を加算したものに均しいのである。故にこの方法はだいたい正しいものと考へて差支はない。

なほ計算技術上の困難としては、いつの歳出をもつて平時歳出とみるかの問題がある。普通は開戦直前または前年の歳出をとることが多いが、これによるとき次の事實を無視する缺點がある。(一) 各國ともに戦争がなくとも平時歳出は逐年膨脹の傾向があること、(二) 多くの場合に戦争直前は準戦時體制をとり、その歳出に戦争の準備と解す

べき経費を多くふくむこと（前記の第二の方法によつて軍關係省費の戦時増加高を計算する場合にも同様の困難をと  
もなふ）。原理としては、この二點を考慮し、純平時歳出を算出すべきであるが、事實問題として計算が困難なため、  
便宜上戦争前年の歳出をとることが多い。しかし戦前数年間の平均をとることもある。例へばイギリスの大藏省でク  
リミア戦争の戦費を計算したとき、戦前三年間の歳出の平均をとつた。

なほこの方法をとる場合には、物價の變動、戦前と戦争中の貨幣購買力の相違を計算上加味すべきである。これを  
加味する方法にも多少注意すべきことがある。第一次大戦戦費の計算についてヴォイティンスキーが前掲書一四四―  
一五三頁で不注意な計算上の誤りをおかしてゐる。氏は戦争中のある年、例へば一九一八年の戦費計算につき、一九  
一八年の總経費より戦前（一九一三年）の経費を控除し、これを戦前の購買力に換算してゐる。これは明かに誤りで  
ある。まづ一九一八年の總経費を戦前の購買力に換算し、これより戦前の経費を控除する方法をとるべきである。

## 七 戦時公債及び利子高を戦費とする方法

つぎは戦争中の公債増加高、またはこれと戦時公債利子高の合計を戦費と看做す方法である。戦費の調達方法に租  
税と公債とがあるといつても、事實は公債が中心となることが多いのである。開戦直前と戦争終了當時の公債現在高  
を比較し、戦前にくらべて公債がどれだけ増加したかをしらべ、それをもつて戦費と看做す方法である。或はこれを  
一年毎に計算することもある。豫算制度の發達しなかつた過去の戦争の戦費を計算するとき、また現在でも戦費豫算  
を公表しない國の場合には、この推算方法をとるのほかはない。ナポレオン戦争時代の戦費につきこの計算方法をとつ

たものがある。また第一次大戦のフランスの戦費につき、この方法をとつたものがある。大戦中フランスでは租税高が平時の一般歳出高よりやや少い程度であつたため、一般経費は租税のみにより支辨され、戦費はすべて公債によりまかなはれたと考へて大過がなかつたからである。セリグマンはこの方法によりフランスの戦費を計算した (See and Truchy, The war finance of France, 1924, p. 13.)。

この方法の缺陷は戦費の調達につき租税中心主義をとる國の場合には、戦費を不当に低く推算することとなるが、事實は公債中心主義であることが多いため、この方法をとつても大過がない。

以上が直接戦費計算方法である。その何れをとるかによつて戦費高は異なるのである。この稿でも現在我が國の戦費について、上記の諸計算方法を各とつて計算を試みた。何れをとるかによつて戦費は異つてくる。

#### 八 間接戦費の計算方法

なほ間接戦費の計算方法はどうかといふと、國家の間接戦費については、戦時總経費と平時経費の差額より直接戦費を控除すればよいわけである。この稿でも現在の我が國につき、この方法によつて間接戦費を計算した。つぎに地方團體の支出する分については、我が國のやうに、政府當局が特に地方時局費を公にする場合は別として、さうでないときは、戦時總支出と平時總支出の差をもつて戦費と推定すべきであらう。また民間の損害については、戦争により損害をうけた農地・鑛山・工場・住宅・船舶・家畜その他の財産の數量乃至物資生産能力等をしらべ、この各の合計に平均價值を乗ずる等の方法により推算をする。これは損害を受けた物體の性質により異なるものであり、一般論

を述べることは困難である。第一次大戦の際のかかる間接戦費の推算については、ボガート「世界大戦の直接戦費と間接戦費」一九一九年（二六九—二九八頁）、ジェーズ「フランスの戦時財政」一九二七年（七五—九一頁）、ケインズの次の二書 J. M. Keynes, *The economic consequences of the peace*, 1919, p. 115 et s., *A revision of the treaty*, 1922. 等を参照されたい。間接戦費の高も直接戦費とともに賠償金問題決定の基礎資料となるものであり、第一次大戦後各國の政府や學者が多くの推算を行つてゐる。しかしこれには政治的謀略的意味あるものが多い。

## 九 戦費の國際的比較

戦費の計算、ことに時處を異にする場合の比較計算については、單に戦費として新聞や雜誌に傳へられるものを無批判にとるのは危険である。戦費計算方法の相違その他注意すべきことが多い。試みに注意事項の若干を掲げる。

(一) 戦前及び戦後の經濟負擔を願慮すべきこと 開戦直前の動員費や停戦後の復員費等は戦争の支出であり、當然戦費にはひるが、これ以外に、戦争の以前及び以後の數年間、長い場合は十數年間は、とかく國費支出が多いものである。財政政策の立場からいへば、かかる戦前及び戦後の經濟負擔や經費は、その調達方法が戦争中のもとは異なるため、戦費のうちに加へない方がよいのであるが、しかし戦争に關聯する經費乃至は經濟負擔として、戦争中の經費とあはせ研究する必要あることはいふまでもない。

(二) 戦争資財の拂下及び賠償金の取得 戦争中戦争遂行の必要上政府は莫大な資財の蓄積をする。このうちのあつるものは戦後でも將來の戦争のため保有する必要があるが、しかし保存の困難、將來における戦争技術の進歩等を考

へると、そのすべてを政府が保存することは策の得たものではない。故に戦後その一部を民間、または外國に賣却されることがある。またこれを支給した外國國家に返却することもある。これらの資財は戦費のうちに加算されてゐることが普通であるから、戦費のうちより控除しなければならぬ。ジェーズによれば第一次大戦當時のフランスではこの額は五十億法弱といつてゐる（前掲書四九頁）。また戦勝によりうける賠償金も戦費計算の場合に加味され、戦費より控除されることがある。

(三) 戦時占領地における課金の賦課及び現物の徴用 占領地で軍政當局が、租税その他の形で資金を課徴し、これに占領地の資源を購入利用したり、また現物をそのまま徴用したりするのは、つねにみるところである。その國の戦費豫算にこれが計上されてゐる場合は問題はないが、これが計上されてゐないことが多い。かかる場合にはこれも戦費のうちに加ふべきである。ボガートによると、例へば第一次大戦中ドイツ人は、ベルギー、北フランス、ポーランド、ルーマニア、ロシアの諸地方で、現地資源を無償で徴用したが、他の國々ではこれに對して現金を支拂つたといふ。またドイツは占領地で課金をとりたて、一九一七年十月の推算によれば、ベルギーのみで十六億弗といはれてゐる（ボガート「戦費とその調達」原著一〇二頁、岡野鑑記譯書一〇二頁）。ボガートのこの記述の眞偽不明であるが、とにかく戦費計算のときには、かかる點をも加味する必要があることは否定できぬ。

(四) 戦費の二重計算や脱漏を回避すべきこと 一國戦費計算についても、第一次大戦當時のドイツのやうに、短期公債で戦費をまかなひ、これを長期公債に借換へるやうな場合に、この元金償還費を戦費に加算するとこの部分は二重計算になる。また戦費の國際的比較、またはある一國の戦費を計算する場合に、國際間の貸借の部分は二重計算

となる虞がある。またこの取扱について國により方法が異ふことがある。例へば現在アメリカでは、武器貸與法によりイギリスその他に軍需品の貸與その他の物的援助をしてゐるが、この経費はアメリカの豫算では戦費に加算されてゐるが、イギリスでは戦費のうちに加算されてゐない。故にこの場合は兩國の戦費を合計しても二重計算とはならぬが、しかしイギリスの戦費計算ではこの部分は脱漏の危険がある。また國家が地方團體の時局費または民間の戦時損害の一部を分擔乃至補償をした場合には、これまた二重計算となる虞がある。例へば我が國では地方團體の昭和十六年度の時局費五億二千百萬圓のうち、一億八千七百萬圓は國庫負擔となつてゐる。

(五) 貨幣購買力の變化に注意すること 戦争中物價が騰貴し、貨幣購買力が減少することはつねにみる現象である。故に數年間にわたる戦費の比較その他の場合に、貨幣購買力の相違に注意し、これを戦前の購買力その他の價値單位に換算統一すべきである。第一次大戦の戦費計算につきボガートはこれを無視して計算してゐる。ヴォイティンスキーはこれを考慮し、戦前の貨幣購買力と金價値の雙方に換算してゐるが、これにも不正確なところがあること既述の通りである。

(六) 計算期の統一をはかること、その他會計制度の相違に注意すること 戦費の計算につき戦争開始期の決定については問題は少い。あとから参戦したものについて注意すれば足るのであるが、その終末期をどこに求めるかといふことには異論がおこり得る。停戦協定が成立しても、復員その他に経費はかかる。少くとも半年以上は戦時同様の経費はかかるのが普通である。例へば第一時大戦の場合に一九一八年十一月十一日に停戦協定が成立したが、その後一兩年は戦費支出がつづいた。セリグマンやボガートの第一次大戦費の計算では一九一八年度末で打切つてゐるが、

#### 戦費の計算方法

ヴォイティンスキーは一九一九年中各國ともに武備を解かなかつたことを理由として、一九一九年度の經費をも加算してゐる。我が國では日清、日露、日獨戰爭の戰費計算について、戦後數年間の支出を計上してゐる。またイギリスで十八世紀末十九世紀初期の戰費を計算したときは、開戦より停戦の年までの期間をとつたが、クリミア戰爭の戰費計算のときは、ルイス藏相は停戦後さらに一年分の軍事支出を加算してゐる。

それから國により會計年度の始期が異ふことも注意すべきである。例へば日本、ドイツ、イギリス等は四月一日、アメリカは七月一日、フランスは一月一日が始期となつてゐる。また一般會計や特別會計の組織構成が國により、また同じ國でも時代により、異なることも注意すべきであらう。

その他戰費の計算については決算によるのが最も正しいのであるが、決算が發表されるのは戦後數年たつてからのことである。随つて戰爭中は豫算によらなければならぬ。また豫算によるといつても、第一次大戰中のロシア、オーストリア・ハンガリー、現在のドイツのやうに、これを公表しないものもある。また公表する場合でも謀略等の意義が多分に加味される場合があることは注意すべきである。例へば敵を威嚇するため、または戦後多くの賠償金の配分にあづからうとする意圖で戰費として事實以上の數字を示すものがある。また財政紊亂の事實をかくすために故意に事實以下の數字を公表するものもある。ジェーズはいふ、戰費に關して「政治的辯士や著述家により引用される數字はいつも疑の眼をもつて眺めなければならぬ。これは意識的乃至無意識的に黨派的考慮によつてゆがめられてゐることとが殆んど常のことである」(ジェーズ前掲書九頁)と。また第一次大戰中及び直後のフランスの如く専門財政官吏の動員、手不足により會計文書や統計が甚しく混亂し、國費の正確な計算が不可能のこともある。

かういふ事實があるため、戦費の計算や國際間の比較については細心の注意が肝要である。

十 支那事變及び大東亞戦争の戦費計算（其の一）

以上説明したところにより戦費の計算は、なかなか困難であることが明かとなつたであらう。どの計算もみなどこかに缺陷があることは免れ得ない。戦費を自ら計算する場合、又は他人が計算した戦費を利用する場合に、以上述べた諸點に細心の注意が肝要である。

ここで試みに、政府公表の豫算決算その他の計數を基礎として、支那事變發生以來の我が戦費を計算してみよう。種々異つた方法を用ひて計算し、その結果について比較しよう。まづこの計算の基礎となる計數を掲げる。

支那事變發生以來の我が國費（百萬圓未満切捨）

昭和十一年度	(一) 一般會計總歲出	(二) 一般會計 陸海軍省費	(三) 一般會計より臨時軍事 費特別會計へ繰入高	(四) 臨時軍事費	(五) 一般會計と臨時軍事 費特別會計の純計
同 十二年度	二、七〇九	一、二二六	—	二、五四〇	五、二四九
同 十三年度	三、二八八	一、一六六	—	四、八五〇	七、八二〇
同 十四年度	四、四九三	一、六二八	—	四、六〇五	八、五六三
同 十五年度	五、八六〇	二、二二六	—	五、四六〇	一〇、七二〇
同 十六年度	八、一三三	三、〇一二	—	一一、四八〇	一八、七二九

戦費の計算方法

## 一橋論叢 第十二卷 第六號

	國債費純増加高	國債純増加高	合計
同 十七年度	九、三一七	七八	二、五二五
同 十八年度	一三、八九五	一	四、三三六
合計	四七、六九五	九、三四七	九、二〇〇
昭和十二年度	三六	二、二四三	二、二七九
同 十三年度	一三九	四、五二七	四、六六六
同 十四年度	三二二	五、五四一	五、八五三
同 十五年度	五三九	六、九六二	七、五〇一
同 十六年度	八三五	一〇、六二三	一一、四五八
同 十七年度	一、四三〇	一四、九七三	一六、四〇三
同 十八年度	一、九九二	二一、八六〇	二三、八五二
同 十八年度	五、二八三	六六、七二九	七二、〇一二

備考 (一) 一般会計昭和十一年度乃至十六年度はすべて決算、十七・十八兩年度は豫算。十八年度には昭和十八年六月第十八臨時議會通過の追加豫算をふくむ。(二) 合計には十一年度分を加算しない。(三) 國債費純増加高は各年度國債費より十一年度分三億六千三百萬圓を控除したものである。國債費純増加高中には元金償還費をもふくむが、金額が少いため金額を利子と看做す。(四) 國債純増加額は前年度末とその年度末の現在高の差による。十八年度は發行豫定高である。

右表の數字を基礎とし、さきに述べた種々の方法によつて我が戦費を計算すると次表の通りとなる。

現在の我が戦費(百萬圓未満切捨)

戦費の計算方法

(一)は臨時軍事費特別會計豫算をそのまま直接戦費と看做すものである。これは最も普通の解釋である。この金額は直接戦費の中核をなすものであり、これを直接戦費となす解釋をとつても大過がない。ただし昭和十六年度までの分と昭和十七年度以降の分との間に、既述の如くその内容に相違のあることは注意すべきである。(イ)十六年度分までは臨時軍事費のほか、一般會計陸海軍省所管経費として多額の一般国防軍事費が計上されてゐたが、十七年度分より、この大部分が臨時軍事費特別會計に移されることになつた。(ロ)また同年度より臨時軍事費には非軍需品買取資金、南方經濟開發資金をふくんでゐる。この部分の金高はいくらか、全く不明である。ここでは(ロ)を無視

	(一) 臨時軍事費	(二) 臨時軍事費と陸海軍省費の合計 (二〇七八控除)	(三) 一般會計歳出と臨時軍事費の純計より 歳出を控除す	(四) 國債純増加及び 高合計	(五) 間接戦費。 (三)により(一)を控除す	(六) 間接戦費の臨時軍事費に對する比率(%)
昭和十二年度	二、五四〇	三、七七六(二、六九八)	二、九六七	二、二七九	四二七	一六%
同 十三年度	四、八五〇	六、〇一六(四、九三八)	五、五三八	四、六六六	六八八	一四%
同 十四年度	四、六〇五	六、二三三(五、一五五)	六、二八一	五、八五三	一、六七六	三六%
同 十五年度	五、四六〇	七、六八六(六、六〇八)	八、四三八	七、五〇一	二、九七八	五四%
同 十六年度	一一、四八〇	一四、四九二(一三、四一四)	一六、四四七	一一、四五八	四、九六七	四三%
同 十七年度	(一五、〇〇〇)	一八、〇七八(一七、〇〇〇)	二二、五一〇	一六、四〇三	(七、五一〇)	(五〇%)
同 十八年度	(二四、〇〇〇)	二七、〇〇二(二五、九二三)	三四、二七七	二三、八五二	(七、二七七)	(四二%)
計	(六七、九三五)	八三、二八二(七五、七三六)	九六、四五八	七二、〇一二	(二八、五二三)	(四二%)
	(七三、九三五)				(三二、五二三)	(三〇%)

し、昭和十七年度以後の一般國防軍事費を十六年度と同額（毎年三十億圓）と假定して計算すると、臨時軍事費は十七年度は百五十億圓、十八年度は二百四十億圓、事變發生以來今日までの分合計六百七十九億三千五百萬圓となる。

(一)の括弧内の數字がこれを示す。

(二)は臨時軍事費特別會計豫算と一般會計陸海軍省費の合計を直接戦費と解釋して計算したものである。しかし厳密にいふと、毎年の一般會計陸海軍省費より戦前の兩省費十億七千八百萬圓を控除したものが戦時における純増加高であり、これをとるべきである。(二)の括弧内の數字は戦前の國防費を控除した場合の戦費を示すものである。

(三)は一般會計總歳出と臨時軍事費の合計より、重複部分（一般會計より臨時軍事費特別會計へ繰入高）を控除した純計と、事變前（昭和十一年度）の一般會計總歳出（二十二億八千二百萬圓）を比較し、その差を戦費と解する方法によつたものである。その合計九百六十四億圓である。このすべてを直接戦費と解する學者もあるが、この解釋は廣きに失する。これには國家の支出する間接戦費をふくむものと解する方がより適當であらう。臨時軍事費のみを直接戦費と解釋し、これと(三)の方法による金額の差を求めたものが、(五)の間接戦費である。

(五)は國家の支出する間接戦費であつて、直接戦費合計七百三十九億圓餘に對し國家の間接戦費合計二百二十五億圓餘となる。昭和十七年度及び十八年度の臨時軍事費より推定一般國防費毎年分三十億圓を控除する計算方法をとるときは、直接戦費六百七十九億圓餘、間接戦費二百八十五億圓餘となる。(一)及び(五)の括弧内の數字がこれを示す。

(六)は間接戦費の直接戦費（臨時軍事費）に對する比率を示す。平均大約百分の三十である。事變當初は百分の

十六、十四といふ低率であつたが、次第に増し、十四年度百分の三十六、十五年度百分の五十四、十六年度百分の四十三となつてゐる。大東亞戦争に入つてからは、直接戦費の激増のため低下して十七年度百分の二十五、十八年度百分の二十六となり、事變以來の總計では百分の三十となつてゐる。

(四)は國債費及び國債の純増加高の合計によつて戦費を推定する方法によつて、我が戦費の計算を試みたのであるが、その合計七百二十億圓餘は、(一)の七百三十九億圓及び(二)の括弧内の數字七百五十七億圓に、即ち直接戦費にだいたひ一致する。この方法は他の三方法に比して基礎薄弱なものであり、(一)租税による戦費調達を無視すること、(二)戦費以外の一般國費の財源として發行された公債をも含むこと等の缺陷がある。しかし事實問題として、多くの國では、直接戦費の大部分が公債政策により調達され、また戦時では一般國費の財源となる公債は戦費財源にくらべて極めて少いことが普通である。随つてこの方法によつて直接戦費の概要を推算しても大過がないのである。

### 十一 支那事變及び大東亞戦争の戦費計算(其の二)

以上の戦費計算では貨幣購買力の低下、物價騰貴を無視してゐる。この點不精密であるから、次の日銀調東京卸賣物價指數を基礎とし、十一年の購買力に換算して戦費を計算すると次表の通りとなる。

#### 日銀調東京卸賣物價指數

昭和八年を一〇〇とす

昭和十一年一〇〇に換算

#### 戦費の計算方法

一橋論叢 第十二卷 第六號

昭和十一年	一〇九・七	一〇〇
同 十二年	一五二・三	一二〇・六
同 十三年	一三九・六	一二七・二
同 十四年	一五四・二	一四〇・六
同 十五年	一七二・九	一五七・六
同 十六年	一八三・四	一六七・二
同 十七年	一九七・二	一七九・七
同 十八年(六月)	二〇九・一	一九〇・六

現在の我が戦費(昭和十一年購買力に換算。百萬圓未満切捨)

昭和十二年度	二、一〇六	三、一三一	二、〇五三	二、〇七〇	一、八二七	(一)三六	—
同 十三年度	三、八一二	四、七二九	三、六五一	三、八六五	三、五九〇	五三	—
同 十四年度	三、二七五	四、四三三	三、三五五	三、八〇八	四、〇五八	五三三	一六%
同 十五年度	三、四六四	四、八七六	三、七九八	四、五二〇	四、六二六	一、〇五六	三〇%
同 十六年度	六、八六六	八、六六七	七、五八九	八、九一九	六、七〇六	二、〇五三	二九%
同 十七年度	(八、三四七)	一〇、〇六五	(八、九八七)	一一、五一四	八、九六六	(三、一六七)	(三七%)
同 十八年度	(二、五九一)	一四、一六六	(三、〇八八)	一六、八九九	一二、三四一	(四、三〇八)	(三四%)
	(一四、一六五)					(二、七三四)	(一九%)

(一)臨時軍事費

(二)臨時軍事費と陸海軍省費の合計  
(一〇七八控除)

(三)一般會計と臨時軍事費純計より  
軍事費前一般會計歳出を控除す

(四)國債費及び國債純増加合計

(五)間接戦費。  
(三)より(二)を控除す

(六)間接戦費の臨時軍事費に對する比率(%)

